

流山都市計画高度地区の変更（流山市決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の高さの 最高限度	備考
第一種高度地区（最高限）12m	約 447ha	別記「高度地区規定書」のとおり	
第一種高度地区（最高限）15m	約 38ha	別記「高度地区規定書」のとおり	
第一種高度地区（最高限）20m	約 141ha	別記「高度地区規定書」のとおり	
第一種高度地区（最高限）31m	約 7ha	別記「高度地区規定書」のとおり	
第二種高度地区（最高限）12m	約 249ha	別記「高度地区規定書」のとおり	
第二種高度地区（最高限）20m	約 66ha	別記「高度地区規定書」のとおり	
第二種高度地区（最高限）31m	約 26ha	別記「高度地区規定書」のとおり	
第三種高度地区（最高限）20m	約 122ha	別記「高度地区規定書」のとおり	
計	約 1,096ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

低層住宅と中高層住宅が混在することを防ぐとともに、商業・業務地及び工業地においても周辺の住環境の保全に配慮し、市街地の居住環境の維持増進を図るため、建築物の絶対高さ制限及び隣地斜線制限を定めるものである。